

令和4年度 ひたちなか市立勝田第二中学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験するための有意義な活動である。さらに、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等、学校教育が目指す「生きる力」を育む一助となるものである。

また、異年齢間の交流の中で、生徒同士や教員、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて根気強く取り組んだりするなど、人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

活動を通し、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。従って、体力や技能の向上を目指すことに偏ることなく、生徒に寄り添い適切な指導や支援をすることによって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わったりできるようにする。また、挨拶やマナー、準備や後片付けなどの指導を通して、社会の一員として必要な資質を養う。

3 部活動の在り方

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「茨城県運動部活動の運営方針（R1.7 茨城県教育委員会）」「ひたちなか市部活動方針（R1.9 ひたちなか市教育委員会）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な活動を計画するとともに、体罰や暴言、ハラスメント等の根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を反映させることが重要である。従って、練習計画や練習内容を含め「安全で楽しく活動するためのルールを生徒たちに考えさせ、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

（1）校内組織体制

部活動の運営を協議する校内組織体制として、「部活動顧問会議」を設置する。

（2）活動計画等の作成

「ひたちなか市部活動方針（R1.9 ひたちなか市教育委員会）」に則り、顧問は、年間計画及び毎月の活動計画を作成し、管理職の指導を受ける。そして計画表を生徒・保護者に知らせることで、活動内容の把握、安心・安全な活動の徹底を図る。

また月末には教員特殊業務従事簿を提出し、生徒及び部活動顧問の負担が過度にならないよう、安心・安全な部活動の在り方について指導を受ける。

(3) 活動時間及び日数

活動時間及び休養日については、成長期にある生徒がバランスのとれた生活が送れるよう、授業日は週当たり2日以上休養日を設ける。

- ① 平日は月曜日を部活動休養日とする。
- ② 週末は1日以上を休養日とする。週末に2日続けて大会等に参加した場合は休養日を他の平日に振り替える。
- ③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（長期休業日も同様）は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 学校閉庁日及び年末年始は、休養日とする。
- ⑤ 平日の朝の活動は、原則として行わない。
- ⑥ 夏季休業中の活動日数は20日以内とする。

(4) 指導及び引率体制

- ① 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な取扱いや管理・点検に努める。また、部室等は定期的に清掃し、整理整頓に努める。
- ② 大会出場の見直し、総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、原則1か月当たり1大会とする。
- ③ 大会や練習試合を計画したときには、対外・練習試合実施許可申請書を管理職に提出し、許可を得る。また、学校を離れて活動するときには、学校行事実施承認申請書を教育委員会学校管理課に提出する。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

運動部 : 陸上競技部 軟式野球部 サッカー部 バasketボール部男子・女子
バレーボール部男子・女子 ソフトテニス部男子・女子
卓球部男子・女子 ソフトボール部 剣道部 柔道部
文化部 : 吹奏楽部 コーラス部 美術部 マルチメディア部

※ 大会にのみ参加するために設置する特設運動部
駅伝部 水泳部

(2) 完全下校時刻

期 間	下校時刻	期 間	下校時刻
3・9月	17:45	10月・2月	17:15
4～7月	18:00	11月～1月	17:00

6 テスト期間中や生徒会常置委員会実施日の部活動

定期テスト2日前からテスト当日までを活動停止期間とする。また、生徒会常置委員会実施日は休養日とする。

7 部活動に関する連絡

顧問が文書を作成（起案）し、生徒及び保護者等に配付する。緊急時または軽微な内容の場合は、Home&Schoolのグループ通知を活用する。

8 部活動の服装

運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考慮し、必要な服装やその他のものは、各部で指示されたものを着用する。

9 部活動中の事故防止

- (1) 顧問不在の中での活動は認めない。
- (2) 部活動中に怪我や体調不良が出たときには、平日であればすぐに保健室に搬送し、養護教諭の手当・指示を受ける。休日や養護教諭が不在のときには、顧問が応急手当をし、家庭に連絡をする。なお、休日の練習や試合のときに病院に搬送する事案があったときには、必ず管理職に連絡をし、指示を受ける。
- (3) 熱中症事故防止のために、こまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理を優先した指導に努める。「気象庁の高温注意情報」及び「環境省熱中症予防情報サイト（暑さ指数WBGT）」等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。特に暑さ指数が31℃以上の場合は、活動を中止する。また、暑さ指数簡易測定器を用い、適宜確認しながら活動の目安とする。
- (4) 突然死事故防止のために、全職員が対応できるよう、AED講習や心肺蘇生法などの研修を毎年実施する。